

6/26

第3種郵便物認可

朝
版」（名古屋市名東区）の創業者で、2014年に死去した元会長の前田亨氏の長男ら遺族が名古屋国税局の税務調査を受け、相続財産について約100億円の申告漏れを指摘されたことが分かった。過少申告加算税を含む追徴課税は約60億円。遺族はこの課税処分を不服とし、課税の取り消しを求めて名古屋国税不服審判所に審査請求している。

長男は取材に「相続税の申告で国税局の調査を受け、一部に見解の相違があり更正処分を受けたが申告は適正と認識している。既に不服申し立ての手続きを

した」とコメントした。関係者によると、長男ら遺族は14年、前田元会長が所有していた中央出版などの親会社の中央出版ホールディングス（非上場）の株式などを相続した。

相続税法では時価がわからない株は「財産評価基本通達」に基づいて評価する。非上場会社の株の場合、事業内容が似ている場合、事業の株価などから算出。通達に沿って、1株18円で税務署に申告した。

これに対し、国税局は「通達通りに評価すると（相続税などが）極端に低額となり、著しく不適当」と判断。国税庁長官の指示で財産を再評価できるとする特別的措置を使い、第三者機関に鑑定を依頼した。

最終的に名古屋国税局は1株の価値を45円程度とした。中央出版は1972年の創業。教材出版や教室運営事業などを全国展開している。

（村上潤治、大野晴香）

中央出版 100億円申告漏れ

名古屋国税局 元会長親族、相続で